

市民相談日程表【令和8年10月・11月】

- ご相談は無料です。●習志野市在住の方が対象です。●相談内容、質問事項は整理して相談してください。
- 相談員の役割は、問題解決のための助言をすることです。問題を解決するのは相談者ご自身となります。

都合により中止または変更になることがあります。
担当課にお問い合わせの上お越しください。



ホームページにも掲載しています。→

	相 談 名(相談員)	内 容	相 談 時 間	相 談 日 (祝日は除く)	相 談 場 所	予約・問い合わせ
要 予 約	法律相談〔面接相談〕 (弁護士)	親子・夫婦・相続・借地・借家・債務などの 法律に関すること *相談は、おひとり30分 *おひとり1つの内容につき1回限り *無断キャンセルは、「相談済み」扱いとなります。 *別案件で相談するときは3か月以上空けること *裁判所で訴訟・調停中の案件は相談不可	毎週火曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	10月 6・13・20・27日 11月 10・17・24日	市民相談室 (サンロード津田沼6階)	くらし安全課 法律相談・税務相談は相談希望 月の2か月前から予約開始 ☎047-453-7372
	税務相談〔面接相談〕 (税理士)	所得税・相続税・贈与税・土地の名義変更にか かる税金など国税の申告や納税に関すること *相談は、おひとり30分	毎週金曜日(第1金曜日除く) 午後1時～4時	10月 9・16・23・30日 11月 13・20・27日		
	交通事故相談〔面接相談〕 (千葉県交通事故相談員)	損害賠償関係、示談の進め方、自賠責保険請求 の仕方に関すること	毎月第1金曜日 午後1時～7時	10月 2日 11月 6日		
	障がいのある人の就労相談 〔面接相談〕 (就業支援ワーカー)	所得税・相続税・贈与税・土地の名義変更にか かる税金など国税の申告や納税に関すること *相談は、おひとり30分	毎月第2金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時30分	10月 9日 11月 13日		
要 予 約	障がいのある人の就労相談 〔面接相談〕 (就業支援ワーカー)	損害賠償関係、示談の進め方、自賠責保険請求 の仕方に関すること	毎月第1木曜日 午前10時～正午 午後1時～3時	10月 1日 11月 5日	障害者就業・ 生活支援センター あかね園 ☎047-452-2718 予約受付 平日 午前9時～午後5時	交通事故相談は相談日の2日前 までに要予約 ☎047-453-9304
	女性の生き方相談〔面接相談〕 (カウンセラー)	就労を希望する障がいのある人や、そのご家族 からの就職活動、就職後の悩み等に関すること	毎月第2・4木曜日 午前9時～正午	10月 8・22日 11月 12・26日		
要 予 約	女性の生き方相談〔面接相談〕 (カウンセラー)	家族関係や夫婦問題、職場の人間関係など自分 自身の生き方に関すること	毎月第2・4火曜日、第3水曜日 午前9時15分～12時 午後1時15分～5時	10月 13・21・27日 11月 10・18・24日	受付場所 市役所4階 多様性社会推進課	多様性社会推進課 ☎047-411-8017
			毎月第1・3金曜日 午後1時30分～4時15分 午後5時30分～8時15分	10月 2・16日 11月 6・20日	※相談場所は当日ご案内	予約専用 ☎070-1594-9399

裏面もご覧ください。

都合により中止または変更になることがあります。担当課にお問い合わせの上お越しください。

相 談 名(相談員)		内 容	相談受付時間	相 談 日 (祝日は除く)	相 談 場 所	問い合わせ
予 約 不 要	行政相談〔面接相談〕 (行政相談委員)	国の制度や手続き、サービス等に対する意見や 要望に関すること	毎月第4金曜日 午後1時～3時30分	10月 23日 11月 27日	市民相談室 (サンロード津田沼6階)	くらし安全課 ☎047-453-7372
	くらしの手続き相談〔面接相談〕 (行政書士)	相続・遺言・成年後見・離婚・交通事故・在留・帰 化・NPO・各種営業許可など官公署に提出す る書類の作成、その他権利義務・事実証明に関 する書類の作成、法律手続き全般に関すること	毎月第1金曜日 午後1時～3時30分	10月 2日 11月 6日		
	不動産相談〔面接相談〕 (宅建協会相談員)	土地・建物の売買、借地・借家などに関すること	毎月第3金曜日 午後1時～3時30分	10月 16日 11月 20日		
	登記・測量・境界相談 〔面接相談〕 (司法書士・土地家屋調査士)	相続・贈与など不動産の登記全般に関すること	毎月第2水曜日 午後1時～2時30分	10月 14日 11月 11日		
	登記・後見・債務相談 〔面接相談〕 (司法書士)	相続・贈与など不動産の登記全般 成年後見制度、多重債務問題に関すること	毎月第1木曜日 午前10時～正午 午後1時～2時30分	10月 1日 11月 5日		
	住宅相談〔面接相談〕 (建築士)	住宅の増改築や修繕、構造に関すること	毎月第1金曜日 午後4時30分～6時30分	10月 2日 11月 6日	市民相談室 (サンロード津田沼6階)	住宅課 ☎047-453-9296
	年金相談〔面接相談〕 (社会保険労務士)	国民年金・厚生年金に関すること	毎月第2水曜日 午後1時～3時30分	10月 14日 11月 11日		国保年金課 ☎047-453-9352
	人権相談〔面接相談〕 (人権擁護委員)	人権侵害・悩みごと等に関すること	毎月第3火曜日 午後1時～2時30分	10月 20日 11月 17日		多様性社会推進課 ☎047-411-8017
	心配ごと相談〔面接相談〕 (心配ごと相談員) 〔第2土曜日のみ電話相談あり〕	家庭内その他の心配ごとに関すること	毎週月～木曜日 午後1時～3時30分		市民相談室 (サンロード津田沼6階)	習志野市社会福祉協議会 ☎047-452-4161
			毎月第2土曜日 午後1時～3時30分	10月 10日 11月 14日	・総合福祉センター 2階相談室 ・東習志野コミュニティー センター3階講義室A	相談専用電話 (第2土曜日のみ) ☎047-451-9494
	消費生活相談 〔電話相談・面接相談〕 (消費生活相談員)	消費生活における商品やサービスの苦情や問合 せ、情報の提供、契約をめぐるトラブル、クレーリ ング・オフ等に関すること	毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時		消費生活センター (サンロード津田沼4階)	消費生活センター ☎047-451-6999
			毎月第2土曜日 午前9時30分～午後4時	10月 10日 11月 14日		*ご相談されるときは、まずお電 話をください。 *第2土曜日の来所相談は予約 が必要です。

※予約不要の相談は、いずれも先着順に受け付けいたします。